

公益財団法人吉野川紀の川源流物語 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人吉野川紀の川源流物語と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県吉野郡川上村に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更し、又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「樹と水と人の共生」を目指し、吉野川・紀の川の源流部を拠点に、その自然的価値、文化的価値を大切にし、流域をはじめ都市部の人々にこれを伝え、共に考え、行動するため、体験学習・交流活動を通じて、広く啓発や環境教育に関する事業を行う。そして、これに必要な拠点施設や関連公共施設の維持管理・運営に関する事業を行い、源流域の自然環境保全活動に努める。これらの活動により、流域をはじめ都市部の人々と水源地域を結び、もってそれらの人々の公共利益に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境学習・体験プログラムの提供にかかわる事業
 - ① 「吉野川源流－水源地の森」体験学習プログラムの提供
 - ② 森づくり体験学習プログラムの提供
 - ③ 体験学習を通じた環境教育の実施及び支援
 - ④ 水源地域の環境保全にかかわる人材の育成
- (2) 流域交流・啓発にかかわる事業
 - ① 水源地域の自然及び文化を介した交流行事の実施
 - ② 水源地域の環境保全の普及啓発のための行事等の開催、印刷物等の刊行、電子情報媒体の作成
- (3) 源流域の自然や歴史の調査・研究にかかわる事業
 - ① 水源地域及び流域における参加型観察調査会の実施
 - ② 「吉野川源流－水源地の森」自然実態調査の実施
 - ③ 源流部における斜面崩壊地での対策実験及び経過観察の実施
- (4) 拠点公共施設の管理・運営にかかわる事業
 - ① 展示を通じて情報発信を行う施設の管理・運営
 - ② 源流部での体験活動の拠点となる森とこれに附帯する施設の管理
- (5) 学習教材や、啓発関連物品等の販売
- (6) 他団体からの依頼にもとづいてこの法人が構築する情報や技術によって対応可能な業務の受託

- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号から第4号までの事業は、公益目的事業とし、奈良県内で行う。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

- 第5条** この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。基本財産へ繰り入れようとするときも、同様とする。
- 3 基本財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議による。この場合、基本財産のうち現金は、定期預金、国債、公債その他の安全な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(事業年度)

- 第6条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員10人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、国・県・市町村の職員及び議会の議員並びに外郭団体及び公益法人に所属する者を除く評議員が、この法人の会議に出席したときは、その職務遂行の対価として、1日11,111円を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部の譲渡
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第18条 理事長は、評議員会の日の1週間前までに、書面によりその通知を発しなければならない。ただし、評議員の承諾があった場合は電磁的方法による通知も可能とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選任する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員の中から選出された2名が、議長とともに記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、評議員会の日から、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上12人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条において準用する同法第65条第1項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。
- 3 理事は、事務局職員を兼ねることができる。
- 4 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事は、理事、評議員又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任する理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 理事長又は副理事長に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事長又は副理事長は、新たに選任された理事長又は副理事長が就任するまで、なお理事長又は副理事長としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事又は監事が会議に出席した場合等は、評議員会において別に定める規程に従って報酬等を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。
- 3 前項に関する必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により通知を発しなければならない。ただし、各理事及び各監事の承諾があった場合は電磁的方法による通知も可能とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長又は副理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、理事会の日から、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第39条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第38条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
- (2) その他法令で定められた事由

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 会員及び会費

(会員)

第 4 2 条 この法人の目的を達成するために、活動の趣旨に賛同する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

第 10 章 募金及び寄付金

(寄付金等)

第 4 3 条 この法人の目的を達成するために、活動の趣旨に賛同する個人又は団体から募金及び寄付金（以下「寄付金等」という。）を受けることができる。

2 寄付金等に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 4 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 事務局その他

(事務局)

第 4 5 条 この法人に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長 1 名を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

(委任)

第 4 6 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日現在の役員は、次に掲げる者とする。

理事

大谷一二 栗山忠昭 坂口泰一 清水啓敏 辻谷達雄
西久保智美 橋本裕行 宮口侗廸 横田岳人

監事

辰巳八郎 中平繁和

4 この法人の最初の代表理事（理事長）は大谷一二、代表理事（副理事長）は栗山忠昭とし、最初の業務執行理事は坂口泰一とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石井誠一 井上正崇 上林哲士 浦西 勉 大西廣長
岡本勝年 霜上民生 鈴江利夫 田中敏彦 東谷八宗
眞野 廣 森内 太

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金 額
日 本 国 債	1, 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
定 期 預 金	3, 0 0 0, 0 0 0 円